

教職員の確保と資質向上 働きがいのある学校づくりの推進 教職員の健康管理・福利厚生

令和8年6月

教育委員会事務局教職員人事課
教育委員会事務局教職員企画課
教育委員会事務局福利厚生課

Contents

令和8年度 施策体系表

教職員の確保と資質向上

- I 教職員の状況（校種別・職種別現員）
- II 質の高い人材の確保、資質・能力の向上
- III 教員の資質向上指標等を活用した研修の充実
- IV 教育公務員としての倫理観の保持
- V 学校管理職の養成及び学校運営能力の向上

働きがいのある学校づくりの推進

- VI 働きがいのある学校づくりの推進
- VII 障害者雇用の促進
- VIII 教員免許状の授与等の実施

教職員の健康管理・福利厚生

- IX 教職員の健康管理・福利厚生の推進



令和 8 年度施策体系表

兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり

第 4 期重点テーマ — 「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成—

安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

教職員の資質・能力の向上

質の高い人材の確保、資質・能力の向上

意欲と能力が最大限発揮できる指導・運営体制の整備・充実

学校の組織力の向上

働きがいのある学校づくりの推進

教職員の健康管理

管理職の確保・育成

I 教職員の状況（校種別・職種別現員）

（令和8年5月1日現在、単位：人）

校種	職種	学校数	教育職員									行政職員			技能労務職員	合計	R7 （参考） 合計		
			校長	教頭	主幹教諭	教諭	栄養教諭	養護教諭	（実習担当） 教諭	実習助手	寄宿舎指導員	小計	事務職員	技術職員					小計
市 町 立	小学校 （休校除く）	540	540	542	1,253	8,618	151	409				11,513	489		489		12,002	11,865	休校 相生市立若狭野小
	中学校 （分校含む）	244	244	245	595	4,624	42	200				5,949	236		236		6,185	6,096	分校 尼崎市立成良中学校琴城分校
	義務教育学校	8	8	23	33	205	3	11				283	12		12		295	297	
	定時制高校 （尼崎市立琴ノ浦高）	1	1	2	2	13	0	0				18	0		0		18	18	
	特別支援学校	13	13	15	37	331	8	11				415	25		25		440	415	
	合計	806	806	827	1,920	13,791	204	631				18,178	762		762		18,940	18,691	
県 立	全日制高校 （発展的統合校含む）	131	131	166	299	4,199	0	161	21	94	0	5,071	435	17	452	95	5,618	5,489	発展的統合校6校 （北神戸総合、神戸学園都市、西宮苦楽園、三木総合、姫路海稜、播磨福崎）
	定時制・ 通信制高校	10	10	15	25	256	0	11	1	6	0	324	36	0	36	3	363	358	
	特別支援学校	28	28	50	109	1,636	16	48	2	6	19	1,914	98	0	98	22	2,034	1,946	事務長数170人 （全日制・定時制高校141人、 特別支援学校28人、中等教育 学校1人）
	中等教育学校	1	1	2	5	20	0	2	0	0	0	30	4	0	4	0	34	33	
	合計	170	170	233	438	6,111	16	222	24	106	19	7,339	573	17	590	120	8,049	7,826	

※休職者及び在外教育施設派遣者を含む。
 ※県立大学附属学校、神戸市立学校を除く。

II 質の高い人材の確保、資質・能力の向上

子どもたちに「在りたい未来」を創造していく力を育成するため、「教育は人なり」のもと、志ある優れた素養と資質・能力を備えた魅力ある人材を確保・育成する。

質の高い多様な教職員を確保するため、教員としてのやりがいや魅力の発信、及び教員採用候補者選考試験の工夫改善を図る。また、採用後の円滑な職務遂行に資するため、採用前ガイダンス研修の充実に努める。

【教員採用候補者選考試験受験状況】

(単位：人)

区分	令和9年度			令和8年度				
	募集人員	応募者数	応募倍率	募集人員	応募者数	受検者数	合格者数	受検倍率
小学校	415	1,404 【379】	3.4	445	1,433 【329】	1,310 【313】	507 【219】	2.6
中学校	275	1,012 【195】	3.7	275	1,008 【178】	902 【157】	258 【85】	3.5
高等学校	200	1,098 【173】	5.5	210	1,143 【145】	1,006 【131】	207 【25】	4.9
特別支援学校	80	239 【17】	3.0	90	272 【10】	245 【10】	92 【9】	2.7
養護教諭	25	300 【21】	12.0	25	305 【27】	274 【23】	25 【0】	11.0
栄養教諭	5	80 【12】	16.0	5	81 【4】	69 【4】	5 【0】	13.8
合計	1,000	4,133 【797】	4.1	1,050	4,242 【693】	3,806 【638】	1,094 【338】	3.5

※小・中学校には、それぞれ特別支援学校との併願（R 8:小15人、中15人）を含む。

※大学3年生等を【 】で外数としている。

II 質の高い人材の確保、資質・能力の向上

1. 教員の魅力発信

1,568千円

(1) パンフレットの工夫・PR動画の制作等

①パンフレットの工夫	様々な年齢層やキャリア、経験等を持った教員から「教員の仕事の様々な魅力」を紹介							
②教員募集PR動画の制作	教員の日常編		授業編	行事編	ワーク・ライフ・バランス編	総集編	ライブリ訴求動画 (R8制作) (2～3分程度)	
	初任者	若手教員						
	小学校	ふたりの初任者の1日(R4制作)	5年次教員の取組(R8制作) (5分程度)	授業編(R6制作)	兵庫県の教育 ～6つの特別なこと～ (R4制作)	学校行事密着編(R5制作)		働きやすい職場編(R7制作)
	中学校		授業編(R7制作)	学校行事密着編(R6制作)				
	高等学校	ふたりの初任者の1日(R5制作)				ワーク・ライフ・バランス(R4制作)		
特別支援学校					働きやすい職場編(R7制作)			
<p>・ホームページや教職員人事課公式X・Instagramでの配信、「三宮センター街大型スクリーン」等デジタルサイネージで放映 https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/kyoshokuin/project/pr/</p>								



教員採用試験パンフレット



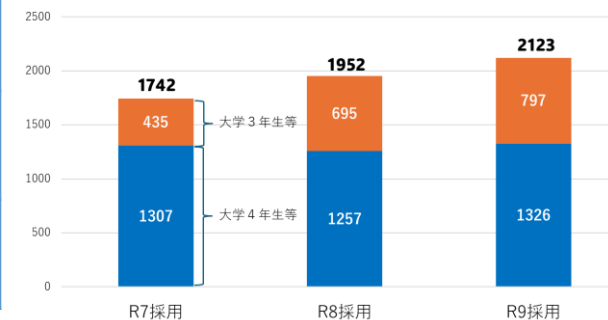
配信動画（授業（中学校）編）

(2) 大学説明会等の実施

教員としてのやりがいや魅力及び教員採用試験に関する情報などを発信するため、大学生や一般向け説明会等を実施する。

①大学生向け説明会	期 日：春及び秋 参加者：令和8年春 50大学 955人 (令和7年度実績：1,959人(春秋計))
②大学担当者向け説明会	期 日：4月7日実施 参加者：大学の担当者（28大学参加）
③採用試験説明動画の配信及び質問会	動画視聴回数：2,929回(5/1時点) 個別質問会：4月11日実施

教員採用試験における大学生の応募者数の推移



(3) 高校生向け進路ガイダンスの実施

県内高校生等を対象に、教員としてのやりがいや魅力を直接伝え、将来教員をめざす人材を育成するため、各県立学校で実施される職業別進路ガイダンス等に県教委職員を派遣する。

令和7年度実績 実施校数：42校 参加者数：1,373人



高校生向け進路ガイダンス

II 質の高い人材の確保、資質・能力の向上

2. 教員採用試験の工夫改善

44,036千円

(1) 教職経験者の確保

① **【新】** 本県公立学校臨時教諭を対象とした第1次選考試験全部免除の実施

本県公立学校の臨時教諭を対象に、第1次選考試験をすべて免除

② **【拡】** 公立学校正規教諭等を対象とした第1次選考試験全部免除要件の拡大

- ・ 正規教諭等としての教職経験を県内のみとすることを見直し、県内外を問わない
- ・ 正規教諭等離職後、臨時講師等としての教職経験を3年以上要することを見直し、1年以上とする

③ **【拡】** 講師経験者に対する免除・加点措置の要件の拡大

変更前	変更後	講師経験	免除・加点
本県内の学校 における教職 経験	県内外の学校 における教職 経験	常勤講師 3年	一般教養試験免除
		常勤講師（1年以上）+ 会計年度の合計 2年以上	加点20点
		常勤講師+ 会計年度の合計 1年以上	加点10点

(2) 多様な人材の確保

① **【新】** 英語資格所有者に対する第1次選考試験一部（教科専門試験）免除の実施

「中学校・特別支援学校区分（英語）」「高等学校区分（英語）」出願者において、所有する英語資格に関して一定の基準を満たす者に対し、第1次選考試験筆記試験のうち、教科専門試験を免除

資格名	変更前	変更後
英語検定 1級・TOEIC 1305点以上・TOEFL(iBT) 95点以上 等	加点20点	筆記試験（教科専門）免除

II 質の高い人材の確保、資質・能力の向上

② 【拡】 「特別免許状授与を前提とした特別選考」の実施教科の拡大

「中学校・特別支援学校区分（技術、家庭）」 「高等学校区分（家庭、看護、福祉、工業、ネイティブ [英語]）」
に加え、「中学校・特別支援学校区分（理科）」「高等学校区分（理科）」を追加

令和7年度合格者数：4人（ネイティブ2人、福祉1人、工業（機械）1人）

③ 【拡】 第2希望対象教科の拡大

「高等学校区分（理科）」の出願者は、「中学校・特別支援学校区分（理科）」を第2希望として希望可能

④ 複数中学校免許所有者の特別選考

音楽、美術、技術、家庭のいずれかを含む複数の中学校免許状所有者を対象

令和7年度合格者数：5人

⑤ 採用地域を限定した特別選考

播磨西(姫路市を除く)、但馬、丹波の各地域の小学校または中学校での採用希望者を対象

令和7年度合格者数：（播磨西）小30人・中20人 （但馬）小4人・中5人 （丹波）小5人・中3人

⑥ 障害のある人を対象とした特別選考

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳のいずれかの所有者を対象

【合格者数の推移】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
5人	6人	7人	4人

⑦ 教員免許状取得期間猶予の付与を前提とした特別選考

- ・民間企業等における勤務経験を有する普通免許状を所有しない者を対象
- ・合格者は、普通免許状取得のために最長2年間採用を猶予

令和7年度合格者数：6人

⑧ 【拡】 第1次選考試験における加点措置の拡大（再掲）

- ・講師としての教職経験を本県内の学校とすることを見直し、県内外を問わない など

⑨ 大学院進学希望者に対する特例措置

合格者で大学院修士課程または教職大学院に在学又は進学を希望する者については、専修免許状取得を要件として、最長2年間採用を猶予

令和7年度合格者数：51人

II 質の高い人材の確保、資質・能力の向上

(3) 試験場の増設

第1次選考試験のうち筆記試験において、希望により以下の試験場を利用可能

<p>「但馬地域」試験場</p>	<p>会場：県立豊岡高等学校 応募者数：令和8年度426人（令和7年度191人） ※実習助手、寄宿舎指導員含む</p>
<p>「東京」試験場 【拡】募集する全ての区分、校種及び教科へ拡大</p>	<p>会場：都道府県会館（東京都千代田区） 応募者数：令和8年度66人（令和7年度22人）</p>

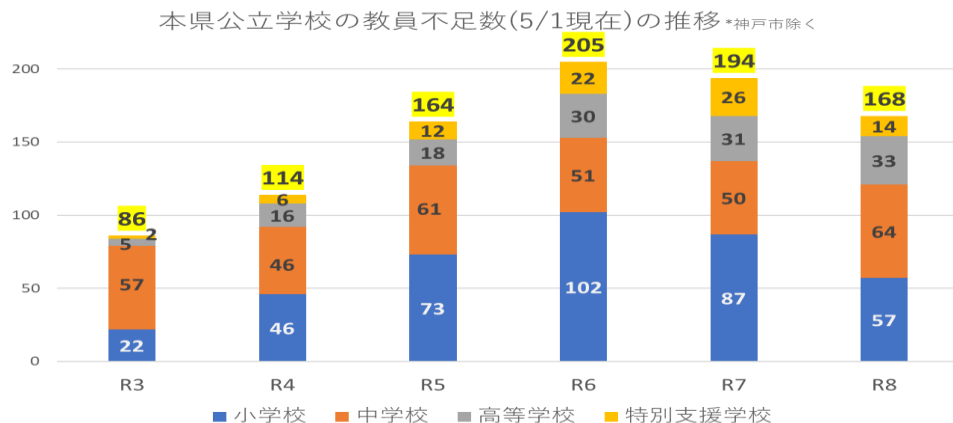
3. 新規採用教員への支援

<p>教員採用前スクール体験</p>	<p>対象者：教員採用予定者のうち、公立学校において3ヶ月以上の常勤の勤務経験のない者 期間：連続する3日間程度 場所：県内の公立学校（神戸市立の学校を除く） 内容：教職員や児童・生徒との交流や授業参観等 参加者数：令和7年度426人</p>
<p>初任者研修</p>	<p>本県独自に、採用1年目から3年目まで研修を実施する。 【講義内容】 （1年目）教職員の心構え 教職員のメンタルヘルス など （2年目）教科指導研修 生徒指導・学級経営 特別支援教育 など （3年目）児童生徒等・保護者からの信頼確保 継続的な授業改善 など</p>
<p>新規採用教員に係るエルダー制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者（臨時的任用職員含む）の身近な相談相手として気軽に相談し話し合える先輩教員（エルダー・メンター）を指名する。 ・初任者等の悩みなどを早期に発見、把握し、早期改善に繋げる。

II 質の高い人材の確保、資質・能力の向上

4. 教員不足への対応

(1) 調査結果



ペーパーティーチャー支援講座



講師募集ポスター

(2) 教員不足に対応する取組

①新たな教員人材の発掘への取組

ア 講師登録人材バンクの設置・充実

講師登録人材バンク（障害者人材バンクを含む）を設置し、各市町及び各県立学校へ登録者情報を迅速に提供
登録者数：1,671人（令和8年5月1日現在）

イ ペーパーティーチャー等支援講座の実施

年3回、各教育事務所で管内市町立学校を会場として実施
参加者数：令和7年度55人

ウ 幅広い人材発掘

- ・採用試験での講師登録希望者の自動登録
- ・教員退職者への講師登録協力依頼のチラシ配布
- ・民間の求人媒体の積極的活用 など

エ 特別免許状や臨時免許状の活用

②採用での取組

教員採用試験合格者の増員

- ・当初計画以降に生じた不足数を補うため合格者を増員するとともに、辞退者数等に応じて追加合格者を決定
- ・産休・育休取得者の業務を代替する正規教諭の必要数を確保

③配置での取組

ア 初任者の配置先決定時期の前倒し

イ 産休・育休代替教職員の確保に向けた加配措置（先読み加配）

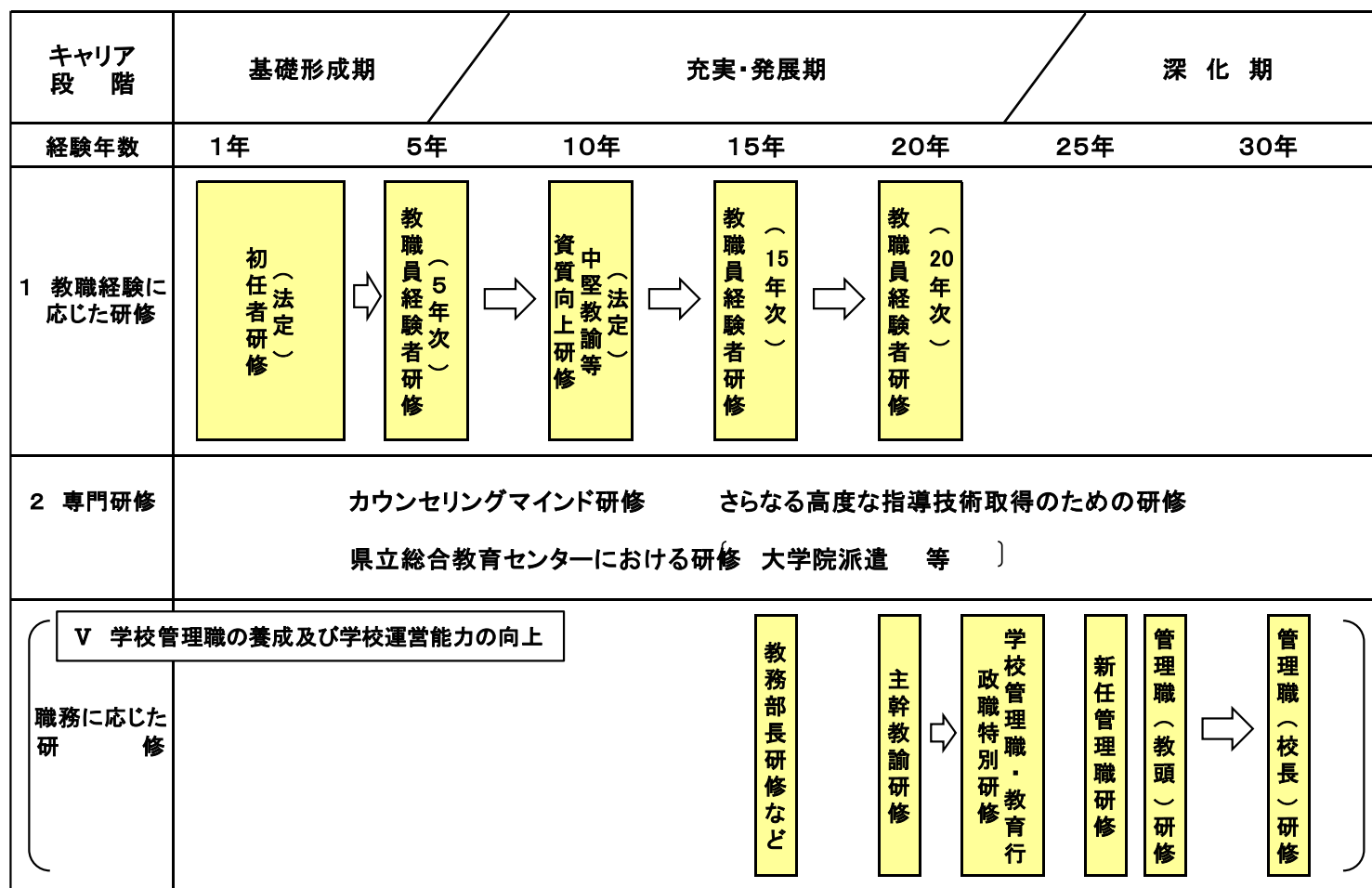
ウ 会計年度任用職員（欠員補完教員）の配置

本定員等に欠員が生じている場合、並びに加配定数が配当保留されている場合、欠員補完教員を配置し、教育活動に支障がないようにする

III 教員の資質向上指標等を活用した研修の充実

「兵庫県教員・管理職資質向上指標」及び「兵庫県教職員研修計画」に基づき、教員のキャリアステージ・能力・適性に応じた体系的な研修等を実施するとともに、研修履歴を活用して教職員の研修受講を促進する。

教職員研修体系図



III 教員の資質向上指標等を活用した研修の充実

【令和8年度に強化する項目】

① ICTや情報・教育データの利活用

【指標（兵庫県教員資質向上指標抜粋）】

1	Society 5.0時代を生きていく児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力を育成するための指導を行うことができる。
2	授業や校務の様々な場面で、効果的にICTを活用することができる。
3	各校の情報セキュリティ実施手順等に基づき、校内の情報を適切に管理し、取り扱うことができる。
4	学習履歴等のデータを活用し、児童生徒の学習の改善を図ることができる。

【取組内容】

- ・全ての研修機会を通して教職員のICT活用指導力の向上
- ・動画研修プログラム「ICT活用指導カステップアッププログラム」の提供
- ・教育の情報化に関する研修の充実
- ・1人1台端末の活用推進を目的とした研修の実施
- ・ICT環境を効果的に活用するための校内研修への講師派遣の実施
- ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の情報担当者を対象とした情報教育研修会の実施（教育企画課）
- ・HYOGOスクールエバンジェリスト等による授業実践例を活用した教員のICT活用指導力の向上（教育企画課）

② 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応

【指標（兵庫県教員資質向上指標抜粋）】

1	インクルーシブ教育システムの理念を理解し、全ての児童生徒等に分かりやすいユニバーサルな授業づくりや互いに認め支え合う集団づくりができる。
2	特別支援学級や通級による指導、日本語指導など特別な配慮や支援を必要とする児童生徒等の特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。
3	保護者や関係機関と連携を図りながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことができる。

【取組内容】

- ・すべての教職員に対する特別支援教育の視点を取り入れた研修の実施
- ・エリアコーディネーターを核とした、通常の学校におけるインクルーシブ教育システムを踏まえた学校解決力の向上（特別支援教育課）
- ・特別支援学校のセンター的機能の発揮による支援体制の充実（特別支援教育課）
- ・市町教育委員会における通級指導担当教員の計画的な育成と校内体制整備の促進（特別支援教育課）

III 教員の資質向上指標等を活用した研修の充実

1. 教職経験に応じた研修（義務教育課・高校教育課・体育保健課・特別支援教育課）

736,955千円

	趣旨	対象者（R7実績）	内容
初任者研修 （法定）	教員としての実践的指導力と使命感を養うとともに、豊かな人間性や幅広い知識・見識に富む教員の育成を図るため、専門職としての様々な研修	新規採用教員 県立学校 297人 市町立学校 459人	校内研修 300時間 教職一般、学級指導・特別活動、教科指導、生徒指導等 校外研修 25日 全県研修、地区別研修、設置者研修、校種別研修、社会体験研修、課題別研修
5年次研修 （県独自）	若手教員として教科指導等の実践的指導力向上を図るための研修	教職経験5年次相当の教員 県立高校 204人 市町立学校 604人	各教科研修等 年1日
中堅教諭等 資質向上研修 （法定）	教育公務員特例法に基づき、中堅教員として、個々の能力、適性に応じたプログラムにより資質、指導力の向上を図るための研修	教職経験10年経過の教員 県立学校 296人 市町立学校 659人	校外研修 10日間 校内研修 20日間
15年次研修 （県独自）	学校運営上、中核となる教員として信頼される学校づくりを推進するための実践的指導力の向上を図る研修	教職経験15年次相当の教員 県立高校 268人 市町立学校 667人	学校運営、生徒指導、職務研修等 年1日
20年次研修 （県独自）	最新の教育課題に関する知識・技能を習得する機会を設け、各学校における相応の経験を基盤として、時代の変化に対応し得る実践的指導力の向上を図るための研修	教職経験20年次相当の教員 県立学校 85人 市町立学校 369人	VODによる非違行為防止研修及び学校運営、生徒指導。職務研修等 年1日

Ⅲ 教員の資質向上指標等を活用した研修の充実

2. 専門研修

1 カウンセリングマインド研修（生徒指導課）

全教職員対象に、いじめ等問題行動の各校の個別事案に適切に対応するための認知能力及びカウンセリング能力の向上を図る研修

内 容：事例研究、ロールプレイング、「いじめ対応チーム」専門研修 等

講 師：公認心理師、臨床心理士（スクールカウンセラー） 等

2 県立総合教育センターにおける研修

教科、領域等の指導に必要な資質・能力の向上を図るための研修

- ① 教科指導に関する研修
- ② キャリア教育・道徳教育・人権教育・防災教育・生徒指導に関する研修
- ③ 教育の情報化に関する研修(ICT活用、プログラミング、クラウド活用等)
- ④ 心の教育に関する研修
- ⑤ 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応に関する研修



情報モラル教育講座

3 さらなる高度な指導技術取得のための研修（大学院派遣研修）

①兵庫教育大学大学院派遣研修

現職教員に学校教育に関する研究・研鑽の機会を提供するとともに、高度な理論的・実践的指導力を発揮できる人材を育成するための派遣
派遣人員：100人

1年次（令和8年度から派遣）50人

2年次（令和7年度から派遣）50人

期 間：2年

②特別支援教育に係る教員長期研修（特別支援教育課）

特別支援教育に関する専門的知識及び技術を習得させ、特別支援教育の充実を図るための派遣

派遣人員：6人（令和8年度実績）

期 間：1年

派 遣 先：大阪教育大学、京都教育大学、神戸大学大学院、国立特別支援教育総合研究所

III 教員の資質向上指標等を活用した研修の充実

3. 若手教員への支援

・学校問題サポートチームの活用（生徒指導課）

171,989千円(一部国庫)

複雑化する学校課題に対し、教育事務所長のリーダーシップのもと、効果的・機動的な支援を行う「学校問題サポートチーム」を設置し、県教育委員会事務局内の関係課との連携を図る。

配 置 場 所	6 教育事務所
構 成 員	チームリーダー、学校支援専門員、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等） スクールカウンセラー（臨床心理士等）、弁護士、精神科医 メンタルヘルスアドバイザー 等
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導に関すること(問題行動、不登校、児童虐待、性暴力等) ・教員の指導力向上に関すること(授業改善、学級経営、ICT活用等) ・特別な支援を要する児童生徒への対応に関すること ・教職員の非違行為及び資質向上に関すること ・教職員のメンタルヘルスに関すること

III 教員の資質向上指標等を活用した研修の充実

4. 教職員自主的研究推進事業の実施

1,500千円

教員の指導力や研究意欲の向上を図るため、学習環境、生徒指導、授業に関わる多様な教育課題に関する先導的な研究の支援。

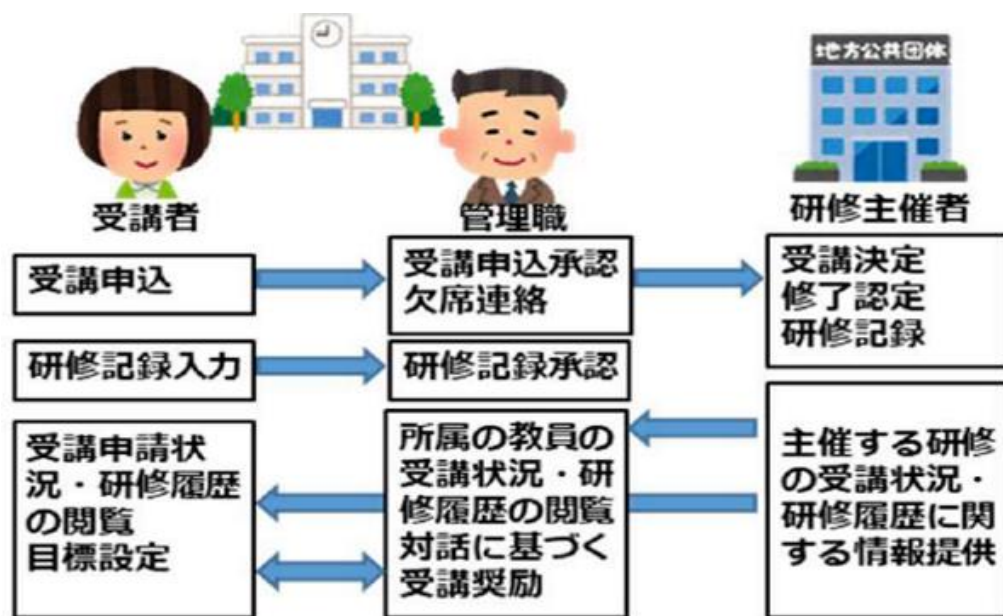
対 象 者	県立及び市町立学校教職員で組織する5人以上のグループ
選 考	大学教授で構成する選考委員会が評価
対象グループ数	30グループ
研 究 費 補 助	1グループ50千円
研 究 テ ー マ	学びの多様性に応じた個別最適な授業づくり ・指導力・授業力の向上と継承をめざして
研究成果の活用	自主的・主体的に研究を行い、学習指導や生徒指導など、課題解決の方策等においてさらなる指導力の向上や教職員としての資質能力の向上を図る ・研究活動の成果をホームページ等で公開 ・研究報告書を総合教育センターで閲覧 ・研修テーマに応じた教材として活用 ・研究内容が類似のグループ相互の研究発表・意見交換会の実施

III 教員の資質向上指標等を活用した研修の充実

5. 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の実施

教職員研修管理システムによる研修履歴の記録を活用し、教職員が自らの学びを振り返ることや、学校管理職が研修の奨励を含む指導助言を通じて、教職員の主体的・効果的な資質向上に資する。

対象者：公立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び臨時的任用教員



教職員研修管理システム

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励

受講奨励のポイントとは？

受講奨励っていつするの？

どんな声掛けをする？

何のために研修履歴を残す？

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの実現に向けて」
(令和3年11月)

文部科学省「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」
(令和4年8月、令和5年3月一部修正)

兵庫県立総合教育センター
発行/令和5年4月

III 教員の資質向上指標等を活用した研修の充実

6. 教職員人事評価・育成システムの推進

教職員の教育活動への取組状況を記録・評価し、能力開発や人材育成のための指導・助言に活用することにより、教育活動のさらなる充実を図り、学校組織の活性化に資する。

対 象	内 容
校長	目標管理制度による評価・育成
校長以外の教職員	<ul style="list-style-type: none">・職務の遂行状況に着目した業績評価 (学校運営(企画調整)、教職員の育成指導、学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営、等)・発揮された意欲や能力に着目した能力評価 (使命感、社会性、協調性、調整力、行動力、等)

III 教員の資質向上指標等を活用した研修の充実

7. 優秀教職員表彰の実施

日々の学校教育活動において優れた取組を行っている教職員を表彰し、教職員の職務意欲や資質能力の向上と教育の活性化を図る。

対象者：県立及び市町立学校教職員

- 領域：
- ・ 学習指導、研修・研究活動
 - ・ 生徒指導、進路指導
 - ・ 特別支援教育、防災教育等の課題教育
 - ・ 職務の工夫改善
 - ・ 開かれた学校づくり、その他学校教育活動

R7表彰者数：26人（小学校9人、中学校7人、高等学校8人、特別支援学校2人）

優秀事例の周知：「実践事例集」としてとりまとめ、県教育委員会ホームページに掲載し、教職員に啓発



優秀教職員表彰（令和8年1月）

8. 指導力向上を要する教員のフォローアップシステムの推進

422千円

学習指導や学級経営、生徒指導を適切に行うことができない、いわゆる指導力が不足する教員を対象とした指導・支援や、所属長への専門的知識を有する者による指導助言を行う。（単位：人）

年度	年度当初における指導・支援を要する教員の数	左のうち年度中の動き			新規対象者
		指導改善した者	退職者等	病気休暇取得者	
令和6年度	15	5	0	0	3
令和7年度	13	2	1	1	2
令和8年度	11	-	-	-	-

IV 教育公務員としての倫理観の保持

教員の非違行為や体罰防止に向けた研修等の取組を推進するとともに、指導力向上を要する教員への指導・支援等により指導力改善を図る。

1. 非違行為の防止対策

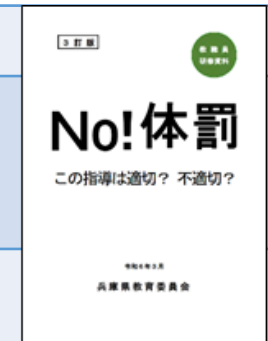
(1) 「懲戒処分の指針」の公表

(2) 非違行為防止研修の実施

- ① 県立総合教育センター等で実施する年次研修
- ② 非違行為及び体罰の防止に向けたオンデマンド（VOD）研修
- ③ 公立学校臨時的任用教員及び任期付教員研修（4月、8月）
- ④ 校内教職員研修等への教職員人事課職員の派遣

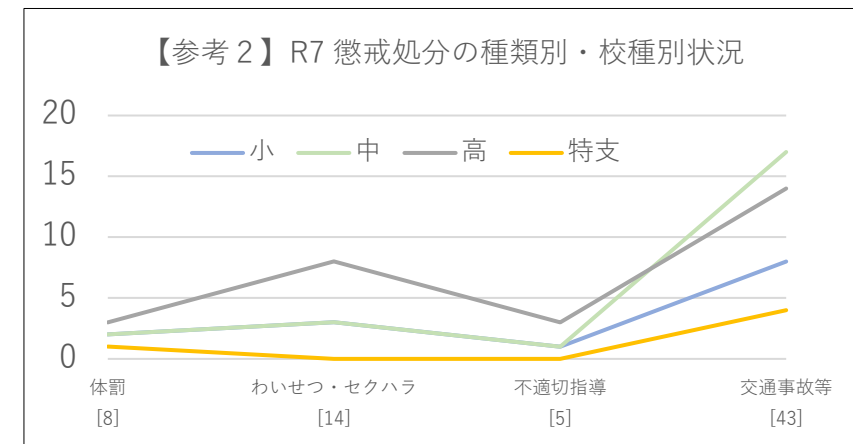
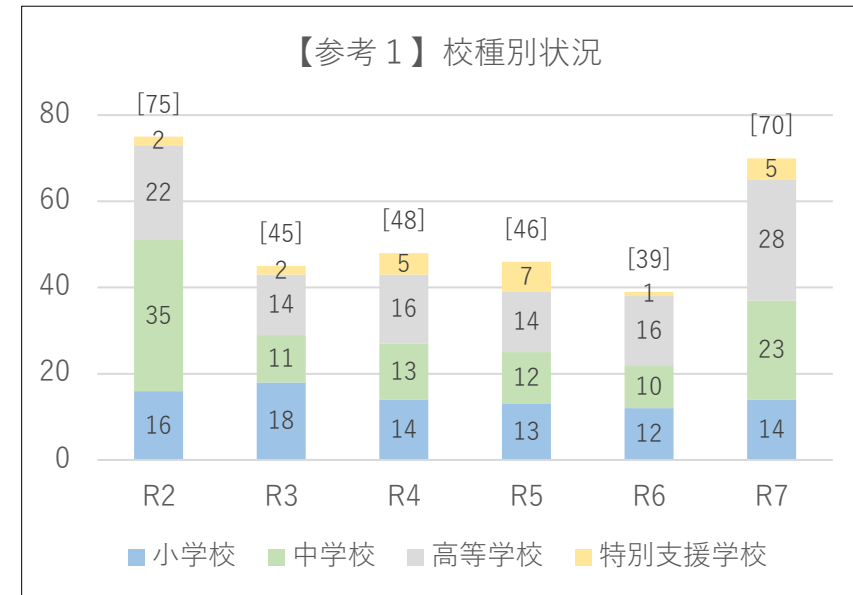
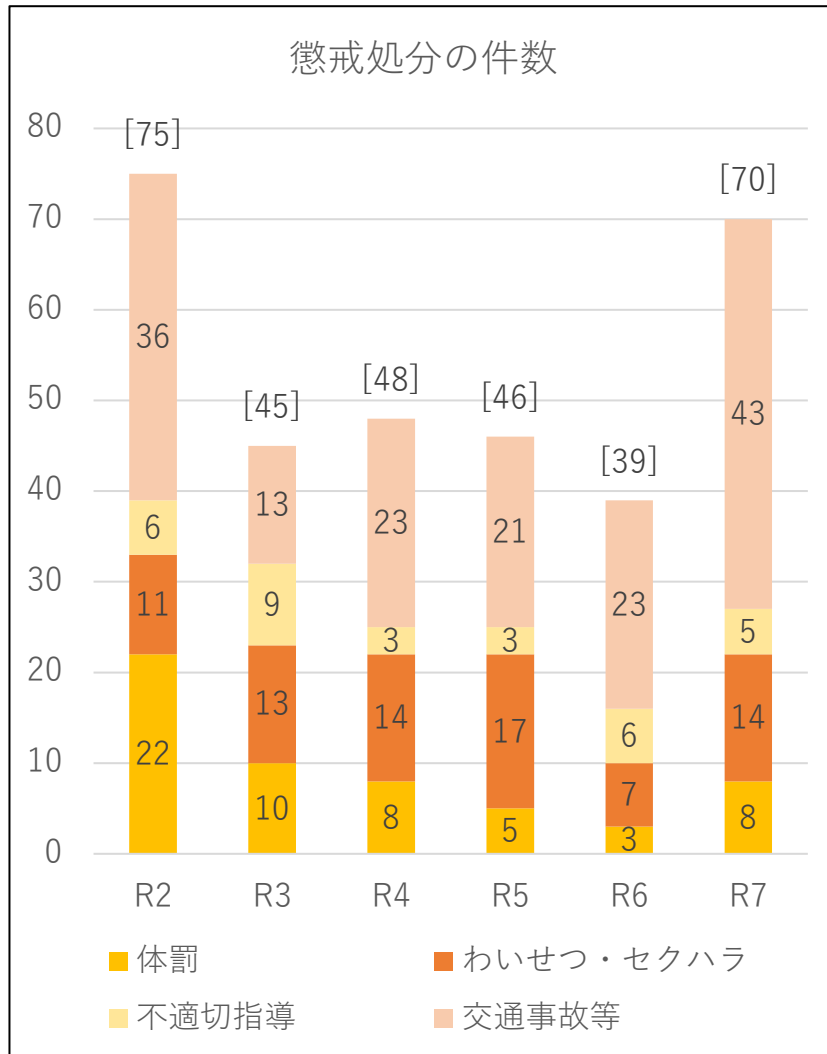
(3) 体罰防止に向けた取組

- ① 不適切な指導に対応した研修資料「NO!体罰」（3訂版）の活用
- ② 教員研修の充実
 - ・ 対話重視の生徒指導や部活動指導上の留意事項の徹底
 - ・ 加害教員に対する事後指導の強化（体罰再発防止研修）
- ③ 相談・通報窓口の明確化（生徒指導課）
 - ア ひょうごっ子悩み相談 イ ひょうごっ子悩み相談分室
 - ウ ひょうごっ子SNS悩み相談



IV 教育公務員としての倫理観の保持

2. 懲戒処分件数等 (単位：件、合計を[]書きしている)



V 学校管理職の養成及び学校運営能力の向上

学校が抱える様々な課題を積極的に解決するためのリーダーシップを有する管理職の育成や、学校運営の中心となるミドルリーダーの育成や女性管理職の育成など、これからの時代に求められる学校管理職の育成を行うため、体系的・実践的な研修を実施する。

1. 職務に応じた研修

255千円

(1) 県立学校

研修名	令和8年度対象者・時期等
①新任校長学校経営研修	対象者：新任校長43人 時期：4月17日、10月9日
②主幹教諭研修	対象者：新任主幹教諭70人 時期：4月28日、9月10日
	対象者：3年目を迎えた主幹教諭80人 時期：9月10日
③学校管理職・教育行政職特別研修	対象者：新任教頭及び新規教頭採用候補名簿登載者43人 新任指導主事等27人 時期：集合研修4日（5～7月）、WEB研修（5月～10月）
④学校管理職候補者研修	対象者：校長候補者名簿登載者41人、教頭候補者名簿登載者50人 時期：10月29日
⑤学校管理職研修（高校教育課）	対象者：校長168人、教頭233人 期間：校長1日、教頭2日

V 学校管理職の養成及び学校運営能力の向上

(2) 市町立学校

研修名	令和8年度対象者・時期等
①主幹教諭研修	対象者：新任主幹教諭264人 時 期：6月～8月、10月～11月の間に各教育事務所で 年2回実施
②学校管理職・教育行政特別研修	対象者：新任教頭127人 時 期：集合研修4日（5月～7月） W E B研修（5月～10月）
③学校管理職研修	対象者：校長805人、教頭824人 期 間：校長2日 教頭2日
④市町立学校教頭試験合格者研修	対象者：市町立学校教頭試験合格者 時 期：3月

V 学校管理職の養成及び学校運営能力の向上

2. 管理職の育成

(1) 管理職候補者の確保に向けた取組

取 組	内 容
①令和8年度優秀教員リストの作成	優秀な教員に関する令和8年度リストを作成し、管理職候補者の発掘に努める。
②県立学校校長及び候補者との面談	全校長との面談(オンライン)を実施し、各校の優秀な教員等に対して教職員人事課管理主事による直接面談を実施する。
③校内リーダー養成研修の実施	学校経営等の魅力や学校経営に必要な取組、法規を踏まえた学校経営の在り方について理解を深めることを目的として、県立総合教育センターにて、教育経営講座や学校組織活性化における教員の在り方講座等を実施する。

(2) 学校経営等に関する研修会の実施

学校経営等に関心をもつ県立学校教員を対象に、学校経営等の魅力や教育行政等の理解を深め教職員の資質向上を図る。

対 象 者	学校経営等に関心のある教員や若手及び女性教員
内 容	管理職アドバイザーによる講話、班別情報交換会等
期 間	7月
場 所	県内5ヶ所で各1日
参加者数	210人（令和7年度実績）

V 学校管理職の養成及び学校運営能力の向上

(3) 女性管理職の育成

①「第3次男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」(令和8年3月策定)の推進

女性活躍推進法や次世代育成推進法に基づく事業主行動計画として、教職員一人一人が活躍し、互いを大切にする職場づくりをより一層推進する。

【数値目標】女性の能力発揮の促進と機会拡大に関する指標

区分	第3次計画		＜参考＞第2次計画	
	目標値 (令和12年度)	実績値 (令和8年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
公立学校及び事務局における管理職に占める女性の割合	30%	26.7%	22%	25.8%
県立学校における校務運営委員の女性比率	30%	27.7%	30%	27.9%
公立中学校におけるグループリーダーの女性比率	40%	29.1%	30%	29.1%

②スマートワークス～わたしを生かす働き方～研修

「第3次男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」を踏まえ、女性の力を兵庫の教育に活かすため、ワーク・ライフ・バランスを意識した働きやすい職場づくりを通して、自分を生かすためのライフデザインを考え、いきいきと働き続けられるよう意識のアップデートを図る。

対象者	県立学校・市町立学校及び教育委員会事務局に在籍する女性教職員
内容	女性有識者による講義及び演習
期間	県立学校及び県教育委員会事務局、市町立学校及び市町教育委員会事務局 各1日
参加者数	87人(令和7年度実績:県立学校29人、市町立学校58人)

VI 働きがいのある学校づくりの推進

教職員が、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう、オール兵庫で働きがいのある学校づくりを推進する。

1. 兵庫県教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画（R8.2月策定）

計画の趣旨

- ・令和7年6月成立の改正給特法及び文部科学大臣の指針を踏まえ、県立学校教職員の働き方改革を一層推進するための計画を策定（計画期間：令和8年度～令和11年度の4年間）
- ・教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現に向け、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進

目標

時間外在校等時間に関する目標 【全県共通目標】

- 1箇月時間外在校等時間が80時間以下の割合： **100%**
- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合： **100%**
- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間： **30時間程度**
- 1年間時間外在校等時間： **360時間以下**

ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年次休暇を年間10日以上取得する割合： **100%**
- ストレスチェックにおける健康リスク値（総合）
120以上の所属数： **0所属**

取組の実効性を高めるための推進体制

【新】学校における働き方改革全県推進会議

学校における働き方改革の主体となる教育委員会・学校が、関係機関等と相互に連携し、現状・課題の共有や有効な支援などを検討。

構成員

学識経験者、市・町教育長代表、校長会代表、PTA協議会代表、知事部局、教職員団体代表、働き方改革の専門家 等

働きがいのある職場づくり推進本部

全県共通目標及び取組における実施状況の評価・検証を実施

構成員

教育長、教育次長、課長及び官、教育事務所長

教育事務所働きがいのある職場づくり連絡協議会

全県共通目標及び取組、地域別取組における実施状況の評価・検証

構成員

教育事務所長、各市町教委の学校業務改善に係る担当課長 等

VI 働きがいのある学校づくりの推進

2. 県立学校・市町立学校共通の取組

市町教育委員会と連携・協働し、オール兵庫として、学校における働き方改革を推進

全県共通目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、すべての教職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1箇月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

全県共通取組 ～「学校業務改善に関するガイドライン(R6.3月策定)」の6つの取組の方向に基づく取組～

① 教職員の意識改革

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進（統一の学校閉庁日の設定等）
- ・「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の完全実施
- ・「業務改善プロジェクトチーム」の設置

② 業務の整理とマネジメント

- ・「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- ・部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の順守（週当たり2日以上以上の休養日。平日2時間、休業日3時間程度の活動時間）

③ ICT活用による業務の効率化

- ・職員会議等、各種会議施設のペーパーレス化
- ・担当者研修会の実施
- ・アンケート・配布物のデジタル化等、ICTの積極的な活用

④ 「チーム学校」としての業務改善

- ・「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進
- ・外部人材の積極的な活用

⑤ 精度・仕組みの見直し

- ・学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施
- ・学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し
- ・教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し

⑥ 執務環境の整備

- ・5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰(習慣づけ)」
- ・ハラスメントのない職場環境づくり

共同メッセージの発信

学校における働き方改革の推進について、地域や保護者に理解、協力を得るため県と市町が連携して作成した共同メッセージ啓発ポスターを配布

VI 働きがいのある学校づくりの推進

3. 県立学校の取組

(1) 業務量の削減・業務の効率化

いわゆる超過勤務時間の状況（R7実績：県立学校）

県立学校教育職員の 時間外在校等時間	令和7年度		令和6年度		県立学校教育職員の 時間外在校等時間	令和7年度		令和6年度	
	人数	割合	人数	割合		人数	割合	人数	割合
1か月80時間超	1,052人	10.8%	1,097人	11.7%	年間360時間超	3,150人	32.4%	3,271人	35.0%
1か月45時間超	4,023人	41.4%	4,108人	44.0%	1か月平均30時間	24時間42分 (年平均：294時間28分)		25時間57分 (年平均：310時間25分)	

① 在校等時間の適正な管理等

取組	内容
総務事務システムの活用	パソコンのログオン・ログオフ時間による在校等時間の把握

② 教職員の意識改革（教職員人事課・高校教育課・体育保健課）

取組	内容	R7実績	
定時退勤日等の 完全実施	定時退勤日	全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施	89.2%
	ノ一会議デー	会議を設定しない日を週1日以上実施	89.8%
	ノ一部活デー	部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）する日を週2日以上実施	平日：96.4% 休日：72.8%
学校閉庁日の実施	長期休業期間内に学校閉庁日を2日間設定 ※R8奨励日：8月10日（月）、その他1日については、奨励日の前後等に各校の実態に応じて設定		

VI 働きがいのある学校づくりの推進

③ ICT活用による業務の効率化（教育企画課・財務課・学事課・特別支援教育課・高校教育課）

取組	内容
統合型校務支援システムの活用	児童生徒の成績処理や出欠状況・指導要録等の学籍関係等を一元的に管理するなど、校務全般の効率化
総務事務システムの活用	教職員の服務管理、給与及び旅費に係る申請・処理業務のシステムによる事務の効率化
兵庫県GIGAスクール運営支援センター設置事業	県立学校からの問い合わせ対応や運営支援、セキュリティ対策を担う専門の人材等を配置するGIGAスクール運営支援センターを設置
BYOD端末を活用した成績処理業務	現行学習指導要領に対応したデジタル採点システムの導入及びその後の成績処理業務全般を一元化できるシステムの運営による業務の効率化
学校徴収金徴収・管理システムの活用	授業料などの学校徴収金における収納代行や管理のシステム化による業務の効率化
特別支援教育就学奨励費システムの活用	特別支援教育就学奨励費の支給等にかかる業務全般を一元管理できるシステム化による業務の効率化
就学支援制度オンライン申請システムの活用	高等学校及び特別支援学校の就学支援制度に関するオンライン申請システムの導入による業務の効率化
公立高等学校等インターネット出願・決済システムの活用	出願、入学考査料のオンライン決済、受験票の発行等の学力検査に係る事務のシステム化による業務の効率化
留守番電話サービスの活用	オートメッセージ型・録音型留守番電話の活用による、保護者等からの問い合わせ等の勤務時間外業務負担の軽減
学校・保護者間連絡アプリの導入促進	欠席連絡等の学校と保護者間の連絡の負担軽減に向け、各学校に対して連絡アプリの導入を促進

VI 働きがいのある学校づくりの推進

④外部人材の積極的な活用（教職員企画課・特別支援教育課・高校教育課・生徒指導課・体育保健課）

取組	内容
県立学校業務支援員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・配置場所：県立全日制高等学校 126校、県立特別支援学校 28校 各1人 ・配置日数：週15時間×42週 ・業務内容：授業準備、会議準備、外部対応 等
県立学校部活動指導員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・配置校数：80校 ・配置日数：年間50日／人（105時間／人） ・業務内容：部活動の顧問として、単独での指導や大会引率 等
スクールロイヤー（弁護士）の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・配置場所：県教育委員会事務局 ・配置日数：週1回 ・業務内容：県教育委員会、県立学校における日常的な法律相談、重大事案・事故等発生時における指導・助言

⑤先進事例の取組促進

取組	内容
「G P H 200」の取組促進	<p>教職員の勤務時間適正化先進事例事例集「GOOD PRACTICE in HYOGO 200」のホームページ上での公開及び掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進</p>
【新】働き方改革伴走支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校：県立学校5校（東灘、西宮、播磨農業、龍野、豊岡） ・内 容：県立学校に、学校における働き方改革の専門家（民間サポーター）を派遣し、校内WS（ワークショップ）の実施等により、学校における働き方改革の担い手を育成し、学校の自走支援につなげる。

VI 働きがいのある学校づくりの推進

(2) 健康の保持増進

①ワーク・ライフ・バランスの推進（教職員人事課）

取組	内容
年次休暇の取組促進	全ての教職員が少なくとも年間10日間の年次休暇を計画的に取得 R7：14.3日
特別休暇の取組促進	夏季休暇・子育て支援休暇等の各種特別休暇の取得を促進

②風通しのよい学校づくりの推進（総務課、教職員人事課、福利厚生課）

取組	内容	
ハラスメント防止指針の周知・徹底	<ul style="list-style-type: none"> 「兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針」（令和4年4月一部改訂）をHPに掲載 管理職及び一般職への各種研修を通じて指針の周知及びハラスメント防止の徹底 	
迅速かつ厳正な処分	職員間のハラスメント行為について、事実関係を速やかに把握し、迅速かつ厳正な処分を実施	
相談窓口の周知	教職員電話健康相談24	医者や専門スタッフが、健康相談・専門医相談・小児救急相談及び医療機関案内に、24時間態勢で対応
	教職員メンタルヘルス相談センター	臨床心理士による面談・電話相談、研修会・相談会を実施
	教職員相談室	相談員（退職教員）が、日常生活等にかかわる諸問題について助言・支援
	教職員人事課 電話相談・直行メール	教職員からのハラスメントに関する苦情・相談に対応
	公益通報窓口	〔内部通報窓口：公益通報相談員 外部通報窓口：外部弁護士〕 県教育委員会の事業又は職員等の行為について、法令違反や職務上の義務違反など、県民の信頼を損なうおそれがあるものについての通報に対応

VI 働きがいのある学校づくりの推進

4. 市町立学校への支援

いわゆる超過勤務時間の状況（R7実績：市町立学校）

市町立学校教育職員の時間外在校等時間		令和7年度		令和6年度		市町立学校教育職員の時間外在校等時間		令和7年度		令和6年度	
		人数	割合	人数	割合			人数	割合	人数	割合
1か月80時間超	小	518人	4.0%	—	—	年間360時間超	小	—	—	—	—
	中	1,675人	24.2%	—	—		中	—	—	—	—
1か月45時間超	小	5,415人	42.3%	—	—	1か月平均30時間	小	26時間25分 (年平均：317時間11分)		27時間23分 (年平均：328時間41分)	
	中	4,873人	70.5%	—	—		中	39時間39分 (年平均：475時間48分)		40時間16分 (年平均：483時間20分)	

①外部人材の積極的な活用（神戸市除く）（教職員企画課・義務教育課・生徒指導課・体育保健課）

事業名	内容
スクール・サポート・スタッフの配置事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象：全小・中・特別支援学校 勤務時間：週15時間×42週（標準） 業務内容：授業準備、会議準備、外部対応 等
【拡】不登校児童生徒支援員配置補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象：全小・中学校に各1人（R7小：市町ごとに2校に1人、中：全校各1人） 配置時間：週20時間×35週 業務内容：校内サポートルームにおける不登校児童生徒への学習、生活の支援等
自然学校応援事業	<ul style="list-style-type: none"> 指導補助員リーダー、子どもサポーター（児童の状況に応じた個別対応支援員）、自然学校推進員（事務支援員）の配置補助
市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象：全中学校区（政令市・中核市を除く166区） 配置時間：週1日（7時間45分） 業務内容：児童生徒の置かれた様々な環境の問題に係る、早期解決に向けた関係機関との連携・調整 等
【拡】中学校部活動指導員配置事業	<ul style="list-style-type: none"> 配置数：31市町組合342人（R7：31市町組合328人） 業務内容：部活動の顧問として、単独での指導や大会引率 等

VII 障害者雇用の促進（総務課共管）

382,270千円（一部国庫）

「第2期障害者活躍推進計画」（令和7年3月策定）に基づき、教育委員会での障害者の法定雇用率達成に向けた取組を推進する。

1. 雇用率の現状（令和7年6月1日現在）

（単位：人）

区分	職員数 A	基礎職員数 (除外率*25%) B (A-A×25%)	障害者数 C	雇用率 (法定雇用率2.7%) D (C/B)	過不足人数 E (C-B×2.7%)
事務局	763.0	573.0	30.5	5.32%	15.5
県立	10,331.0	7,749.0	242.5	3.13%	33.5
市町立	22,944.5	17,208.5	167.0	0.97%	▲297.0
計	34,038.5	25,529.5	440.0	1.72%	▲249.0

※除外率制度：障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種（小学校等）について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度。廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ縮小することとされている。

参考
（6月1日時点雇用率の推移）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
法定雇用率	2.4%	⇒	2.5%	⇒	⇒	2.7%	⇒	⇒※
雇用率	1.25%	1.42%	1.44%	1.61%	1.70%	1.71%	1.72%	—

※令和8年7月に法定雇用率が2.9%へ引上げ

2. 「第2期障害者活躍推進計画」に基づく取組方針

- ・ 障害者雇用の拡大
- ・ 働きやすい職場づくりに向けた環境の整備
- ・ 共生社会の実現に向けた理解促進
- ・ 体制の整備等



VII 障害者雇用の促進（総務課共管）

（１）障害者雇用の拡大

① 障害のある人を対象とした正規教職員の採用

取組	内容
障害特性等に配慮した採用試験の実施	特定の障害に限定せず募集し、一人一人の障害特性等を適切にふまえ必要な配慮を提供する採用試験の実施（教員、実習助手及び事務職員）
教員を目指す大学生等への働きかけ	教員採用試験の受験者が多い県内大学を中心に、障害のある学生の教員免許の取得及び教員採用候補者選考試験の受験への働きかけ



② 障害のある人を対象とした会計年度任用職員の任用（障害者雇用促進対策事業の充実）

取組	内容
【拡】ワークセンター学校業務支援スタッフの配置	<ul style="list-style-type: none"> 配置場所：県立学校・市町立学校 雇用人数：79人（R7：54人） 業務内容：授業準備、情報整理、会議準備等の教員業務補助
【拡】スマイルクリーン（巡回型ワークセンター）の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> 配置箇所：3か所（播磨東教育事務所分室、<u>県立芦屋・播磨南高校</u>） 雇用人数：スタッフ18人、ジョブサポーター6人（R7：スタッフ6人、ジョブサポーター2人） 業務内容：ジョブサポーターの支援のもと、スタッフが複数人（集団）で県立学校等を巡回し、清掃・環境整備を実施



③ 障害者人材バンクの設置

（２）働きやすい職場づくりに向けた環境の整備等

取組	内容
障害特性等に合った就労支援機器の整備	ワークセンタースタッフを中心に、就労支援機器（画面読み上げソフト、音声増幅器等）を必要に応じて導入
研修を通じた障害のある教職員への理解促進	県立総合教育センター等で実施する階層別研修等を通じた障害特性や合理的配慮の提供等についての理解促進
職場・校内研修を通じた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 「障害を有する教職員の職場等の満足度に関するアンケート調査」の実施 調査結果を踏まえた障害への理解を深める職場・校内研修の実施及び環境整備

Ⅷ 教員免許状の授与等の実施

25,331千円

1. 教員免許状の種類

種 類		校 種 等 の 区 分						
普 通 免 許 状	専修	幼稚園 教 諭	小学校 教 諭	中学校 教 諭	高等学校 教 諭	特別支援 学校教諭	養護教諭	栄養教諭
	一種				—			
	二種				—			
特別免許状		—	小学校 教 諭	中学校 教 諭	高等学校 教 諭	特別支援 学校教諭	—	—
臨時免許状		幼稚園 助教諭	小学校 助教諭	中学校 助教諭	高等学校 助教諭	特別支援 学校助教諭	養 護 助教諭	—

2. 授与件数（令和7年度）

（単位：件）

種 別	幼	小	中	高	特別 支援	自 立 教科等	養護 教諭	栄養 教諭	計
普通免許状	2,984	1,045	1,696	2,019	596	2	229	83	8,654
特別免許状	—	2	22	29	0	0	—	—	53
臨時免許状	0	19	18	59	10	0	0	—	106
計	2,984	1,066	1,736	2,107	606	2	229	83	8,813

※普通免許状…全国で有効、有効期間なし

※特別免許状…発行都道府県内のみで有効、有効期限なし

※臨時免許状…発行都道府県内のみで有効、授与から3年間有効

IX 教職員の健康管理・福利厚生への推進

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、健康の保持増進を図る。

1. 教職員の健康診断等の実施

(1) 定期健康診断の実施

148,197千円

労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づき、教職員に対して、年1回の定期健康診断を実施する。

<対象者> 県立学校及び県教育委員会事務局等に勤務する教職員

(単位：人)

年度	対象者	受診者			判定結果		
		定期健診	他の検診	計	異常なし	要精検	要治療
R7	11,929	9,162	2,645	11,807 受診率99.0%	8,965	1,697	1,145
(参考) R6	11,812	9,043	2,684	11,727	9,303	1,303	1,121

【参考】公立学校共済組合実施の健康管理事業

教職員の福祉の増進を図るため、人間ドックや特定健康診査等の健康管理事業を実施。

事業内容

人間ドック（宿泊、1日、1日〔脳検査付〕） ※1日ドックの40歳、50歳、55歳は県委託事業（再掲）
若年者ドック
特定健康診査
特定保健指導
骨粗しょう症検査
インフルエンザ予防接種助成
被扶養配偶者がん検診助成 ※県委託事業（再掲）
教職員メンタルヘルス相談
メンタルヘルスセミナー・研修
ストレスドック

(2) 教職員健康管理事業の実施

54,934千円

国の推奨年齢やがんによる死亡が多くなる年齢層に対し、生活習慣病予防やがん等の早期発見に有効な人間ドック等を実施する。

<対象者>

県立学校及び教育委員会事務局、市町立学校に勤務する県費負担教職員

(単位：人)

事業名	受診者数	
	R7	(参考) R6
人間ドック(40歳、50歳、55歳)	829	842
被扶養配偶者がん検診助成	98	111

(3) 学校産業医の配置

1箇月時間外在校等時間が月100時間超または2～6月平均80時間超の教職員に対して、産業医面談指導の実施や、健康診断等の結果に基づく就業上の措置についての助言や指導を実施する。

IX 教職員の健康管理・福利厚生への推進

2. 教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実

精神疾患の未然防止を目指し、教職員の心の健康の保持・増進を図るため、教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実を図る。

(1) 精神疾患による病気休暇等取得者^(※)の状況

※ 精神疾患により健康管理審査会に諮った者の人数（病気休暇の取得日数が概ね90日を超える者及び休職者数）をいう。

① 校種別

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小学校	84	106	118	140	133	103
中学校	57	63	65	47	45	38
高等学校	36	50	40	59	50	55
特支	34	27	31	34	38	43
事務局	3	1	3	1	6	3
計	214	247	257	281	272	242

② 継続・新規・再発の別

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
継続	60	77	64	69	81	72
新規	120	122	150	173	151	125
再発	34	48	43	39	40	45
計	214	247	257	281	272	242

③ 精神疾患の主な要因

項目	R7	(参考) R6
自身の健康状態	32.2%	32.7%
業務全般への不安	19.4%	25.7%
管理職・同僚との人間関係	16.9%	20.2%
生徒指導・児童生徒との関係	16.5%	19.1%
学級運営・学習指導等	13.6%	11.0%
保護者・地域との対応	13.2%	13.2%
家庭の問題等	12.8%	14.7%
業務の量	10.3%	8.9%
部活動指導	1.2%	1.8%

※ 令和7・6年度に病気休暇等取得者について集計した。

※ 複数回答を集計しているため、合計は100%にならない。

IX 教職員の健康管理・福利厚生への推進

2. 教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実

(2) 心の健康づくり計画に基づくメンタルヘルス対策の推進

本庁、地方機関、教育機関、県立学校の各所属が、教職員の心の健康の保持増進及び活気ある職場づくりに積極的に取り組むよう、「心の健康づくり計画（令和6年度運用開始）」に基づき教職員のメンタルヘルス対策を推進する。

基本的な考え方

【3つの予防】

- ① 一次予防：メンタルヘルス不調を**未然防止**
- ② 二次予防：不調を**早期発見**、適切な措置
- ③ 三次予防：職場復帰の支援による**再発防止**

【4つのメンタルヘルスケアの推進】

- ① 自身による**セルフケア**
教職員による自身のストレスの予防・軽減
- ② 管理監督者による**ラインケア**
管理監督職による職場環境等の改善
- ③ 学校産業医等によるケア
- ④ 外部機関からの支援によるケア

基本的な考え方に基づく 施策の推進

- ① **気づき支援と早期対応**
ストレスチェック、研修等
- ② **相談しやすい体制づくり**
臨床心理士、教職員OBによる相談等
- ③ **復職支援**
リワーク支援プログラム、
メンタルヘルスアドバイザーの設置等
(学校問題サポートチーム)

【推進体制】

教職員、管理監督職、学校産業医、
人事労務管理スタッフ

本計画が目指す長期目標

- ① 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- ② 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- ③ 管理監督職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

<各所属の年次目標の主なものと達成状況(R6実績)>

各所属の年次目標 (主なもの)	年次休暇の取得（平均10日以上等）、職員研修会の実施（月1回実施等） ストレスチェック受検率の向上（事務局100%、学校90%以上等） 学校閉庁日を3日以上に設定 等
達成状況	◎目標以上達成：46.0% ○概ね達成(90%以上)：28.4% △未達成(90%未満)：25.6%

IX 教職員の健康管理・福利厚生への推進

2 (2) 心の健康づくり計画に基づくメンタルヘルス対策の推進

① 未然防止のための取組（一次予防）

ア ストレスチェックの実施

6,358千円

労働安全衛生法第66条の10に基づき、教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックを実施し、ストレスへの気づきを促すとともに、結果を踏まえた職場環境改善を図る。

<対象者>

県立学校及び県教育委員会事務局等に勤務する教職員

<内 容>

- ・ストレスチェック
- ・検査結果の集計及び集団分析
- ・医師による面接指導（希望者）

年度	対象者数	回答者数	実施率	医師による 面接指導 実施者数
R7	11,709人	11,113人	94.9%	6人
(参考) R6	11,523人	10,983人	95.3%	16人

イ 未然防止研修等の実施

階層別研修及び管理監督職研修（再掲）、メンタルヘルス研修（公立学校共済組合）等の実施

② 早期発見のための取組（二次予防）

ア 相談窓口における相談対応

種別	内 容
心の健康に関する相談窓口	① 臨床心理士による教職員メンタルヘルス相談 教職員が気軽に相談できる窓口として、臨床心理士による面接・電話相談、訪問相談会などを実施
	② 電話相談「教職員電話健康相談24」 医師、保健師、看護師等のスタッフが、健康に関する相談に24時間・年中無休で対応
	③ 電話・面談メンタルヘルス相談 臨床心理士が、電話・面談でカウンセリングを実施
	④ web相談（こころの相談） 臨床心理士が、メンタルヘルスに関する相談をWEB上で24時間受付
	⑤ LINEメンタルヘルス相談 臨床心理士、公認心理士がLINEトークを通じてメンタルヘルス相談を実施（休日相談可能）
	⑥ 公立学校共済組合 近畿教職員ストレスケアクリニックにおけるメンタルヘルス相談 専門医療機関である公立学校共済組合近畿教職員ストレスケアクリニック（旧近畿中央病院）において、専門医または臨床心理士が実施
職場に関する相談窓口	教職員相談（福利厚生課 教職員相談室） 教育現場での豊かな経験を培った相談員が、教職員の日常生活等に関わる諸問題について、助言・指導を実施 ・相談時間：月曜日～金曜日（10:00～17:00） ・相談方法：電話、メール等による相談

IX 教職員の健康管理・福利厚生への推進

40

③ 職場復帰のための取組（三次予防）



ア リワーク支援プログラム事業等の実施

3,461千円

スムーズな復職と再発防止を目指し、専門医療機関である公立学校共済組合近畿教職員ストレスケアクリニック（旧 近畿中央病院）において、集団精神療法等に模擬授業を加えたリワーク支援プログラム事業を実施する。

また、円滑な職務復帰を支援するため、復職前に環境適応訓練（ならし出勤：プレ出勤）を実施する。

メニュー	概要	対象時期
プレリワークプログラム 場所：西宮市・加古川市	療養中の教職員が 第一歩を踏み出すためのプログラム ○人数：定員10人【R7実績：9人】 ○実施時期：5～7月（5日間）（1回だけでも可） ○内容：精神健康チェックの実施、集団精神療法、個別面談	療養中 (回復期・リハビリ期)
リワーク支援プログラム 場所：近畿教職員ストレスケアクリニック	約3ヶ月のプログラムにより 復職と再発防止を目指す。 ○人数：定員7人×2期【R7実績：7人】 ○実施時期：第1期8～10月、第2期11月～2月（各期21日間） ○内容：集団精神療法、模擬授業、グループワーク	療養中 (リハビリ期)
プレ出勤制度の実施	○期間：原則4週間 ○場所：対象者が所属する職場	復職1～2か月前
教員フォローアッププログラム 場所：近畿教職員ストレスケアクリニック	復職後の再発防止を目的としたプログラム ○人数：定員10名【R7実績：10人】 ○実施時期：4～7月（7日間）（1日だけでも可） ○内容：集団精神療法、精神健康チェック、個別面談	復職後



プレリワークプログラムの様子



模擬授業用教室



イ 学校問題サポートチームの配置

学校支援専門員及びメンタルヘルスアドバイザーを教育事務所に配置し、精神疾患による療養者の減少に取り組む。

区分	学校支援専門員（校長OB）	メンタルヘルスアドバイザー（臨床心理士）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・プレ出勤の企画立案 ・リワーク支援プログラムの周知・参加促進 ・管理職、主治医との連携 ・市町教委、学校との連携コーディネート 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養者のカウンセリング（病状の把握等） ・個人の状況に応じた職場復帰支援のアドバイス ・出張相談会メンタルヘルス研修会の実施
配置場所(管轄)	阪神教育事務所(阪神・神戸・丹波)、播磨東教育事務所(播磨東・淡路)、播磨西教育事務所(播磨西・但馬)	

IX 教職員の健康管理・福利厚生への推進

41

3. 教職員の福利厚生事業の実施

(1) 教職員公舎の維持管理

54,863千円

教職員公舎は築後40年以上経過し老朽化が進行している上、民間賃貸住宅の普及や通勤圏の拡大によって入居率が低下している。このため、「兵庫県県政改革方針実施計画」に基づき、入居率の動向や業務上の必要性、民間住宅の確保が困難などの地域性等を勘案し、必要戸数を再検証した結果、但馬、丹波、淡路地区の41戸を存置することとした。

なお、存置公舎については、長寿命化工事を計画的に実施する。

● 入居状況（R8.3月末現在）

管理戸数：436戸 入居戸数：206戸（入居率47.2%）

● 存置公舎の長寿命化工事計画

年度	工事内容	対象公舎	戸数
R7	屋上・外壁改修工事	香住教職員公舎	11戸
R8	屋上・外壁改修工事	氷上教職員公舎	6戸
		八鹿教職員公舎	6戸
R9～R11	屋上・外壁改修工事 内装・給排水改修工事	上物部教職員公舎	12戸
		但馬農業教職員公舎	6戸
		香住教職員公舎（内装・給排水改修工事のみ）	－
		氷上教職員公舎（内装・給排水改修工事のみ）	－
		八鹿教職員公舎（内装・給排水改修工事のみ）	－
計			41戸

(2) 教職員の相談事業（再掲）

1,063千円

教育現場での豊かな経験を持った相談員が、教職員の日常生活等に関わる諸問題について助言、支援等を行う。

相談日時：月～金曜日（10:00～17:00）

相談体制：教員OBによる電話等での対応

相談対象者：教職員（退職者を含む）及びその家族



兵庫県